

令和5年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和5年3月8日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号））	7
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	19
議 案	2	泉南市総合計画の策定について	21
議 案	3	市道路線の認定等について	23
議 案	4	包括外部監査契約の締結について	37
議 案	5	泉南市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	39
議 案	6	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議 案	7	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	8	泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	9	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	55
議 案	10	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	11	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	63
議 案	12	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	65
議 案	13	令和４年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第１１号）	69
議 案	14	令和４年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	111
議 案	15	令和４年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）	123
議 案	16	令和５年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	17	令和５年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	18	令和５年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議 案	19	令和５年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議 案	20	令和５年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議 案	21	令和５年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議 案	22	令和５年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊

議 案	23	令和 5 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議 案	24	令和 5 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	25	令和 5 年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	26	令和 5 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議 案	27	令和 5 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	28	令和 5 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	29	令和 5 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	30	令和 5 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	31	令和 5 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	32	令和 5 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	33	令和 5 年度泉南市下水道事業会計予算	別冊

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 令和 4 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 10 号）

専決理由

ふるさと納税制度によるふるさと寄附推進事業等に要する経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第1号

令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,373,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月15日専決

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		801,997	100,000	901,997
	1 寄附金	801,997	100,000	901,997
19 繰入金		1,645,261	49,108	1,694,369
	1 基金繰入金	1,640,011	49,108	1,689,119
歳入合計		28,224,673	149,108	28,373,781

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		2,793,624	49,108	2,842,732
	1 総務管理費	2,190,655	49,108	2,239,763
11 諸支出金		1,458,261	100,000	1,558,261
	4 ふるさと泉南水なす基金費	800,000	100,000	900,000
歳 出 合 計		28,224,673	149,108	28,373,781

令和 4 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 0 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
18 寄附金		801,997	100,000	901,997			
(1) 寄附金		801,997	100,000	901,997			
	1) 総務費寄附金	801,947	100,000	901,947	1. 総務管理費寄附金	100,000	ふるさと泉南応援寄附金
19 繰入金		1,645,261	49,108	1,694,369			
(1) 基金繰入金		1,640,011	49,108	1,689,119			
	3) ふるさと泉南水な す基金繰入金	558,297	49,108	607,405	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	49,108	ふるさと泉南水なす基金繰入金
歳 入 合 計		28,224,673	149,108	28,373,781			

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,793,624	49,108	2,842,732	49,108		
				繰入金 49,108		
(1) 総務管理費	2,190,655	49,108	2,239,763	49,108		
				繰入金 49,108		
9) 企画費	731,200	49,108	780,308	49,108		
				繰入金 49,108		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	520	
				12. 委託料	48,588	
[4] ふるさと寄附推進事業	448,816	49,108	497,924	49,108		政策推進課
				繰入金 49,108 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 49,108]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	520	決済手数料
				12. 委託料	48,588	ふるさと応援寄附P R業務委託料 13,894 ふるさと寄附推進事業支援業務委託料 31,298 ワンストップ特例申請受付業務委託料 3,396
11 諸支出金	1,458,261	100,000	1,558,261	100,000		
				寄附金 100,000		
(4) ふるさと泉南水 なす基金費	800,000	100,000	900,000	100,000		
				寄附金 100,000		

1) ふるさと泉南水 なす基金費	800,000	100,000	900,000	100,000		
				寄附金		
				100,000		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	100,000	
[1] ふるさと泉南水 なす基金事業	800,000	100,000	900,000	100,000		政策推進課
				寄附金		
				100,000 [総務管理費寄附金 100,000]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	100,000	
歳 出 合 計	28,224,673	149,108	28,373,781			
				寄附金		
				100,000		
				繰入金		
				49,108		

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,805,126		8,805,126	31.0
2 地方譲与税	181,800		181,800	0.6
3 利子割交付金	7,100		7,100	—
4 配当割交付金	44,000		44,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	55,700		55,700	0.2
6 法人事業税交付金	106,000		106,000	0.4
7 地方消費税交付金	1,393,000		1,393,000	4.9
8 ゴルフ場利用税交付金	42,800		42,800	0.1
9 環境性能割交付金	46,100		46,100	0.2
10 地方特例交付金	56,343		56,343	0.2
11 地方交付税	3,948,292		3,948,292	13.9
12 交通安全対策特別交付金	9,169		9,169	—
13 分担金及び負担金	58,759		58,759	0.2
14 使用料及び手数料	333,328		333,328	1.2
15 国庫支出金	6,487,759		6,487,759	22.9
16 府支出金	2,347,254		2,347,254	8.3
17 財産収入	30,978		30,978	0.1
18 寄附金	801,997	100,000	901,997	3.2
19 繰入金	1,645,261	49,108	1,694,369	6.0
20 諸収入	316,733		316,733	1.1

(単位：千円・%)

21 市債	801,413		801,413	2.8
22 繰越金	705,761		705,761	2.5
歳 入 合 計	28,224,673	149,108	28,373,781	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	203,808		203,808	0.7
2 総務費	2,793,624	49,108	2,842,732	10.0
3 民生費	13,144,149		13,144,149	46.3
4 衛生費	2,349,220		2,349,220	8.3
5 農林水産業費	161,324		161,324	0.6
6 商工費	543,632		543,632	1.9
7 土木費	1,641,796		1,641,796	5.8
8 消防費	832,593		832,593	2.9
9 教育費	2,476,437		2,476,437	8.7
10 公債費	2,599,829		2,599,829	9.2
11 諸支出金	1,458,261	100,000	1,558,261	5.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	28,224,673	149,108	28,373,781	100.0

議案第 1 号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

住 所	泉南市内
氏 名	飯沼 治美（いいぬま はるみ）
生年月日	○年○月○日
職 業	医療機関職員

提案理由

泉南市教育委員会委員片木哲男氏が、令和 5 年 3 月 1 3 日をもって任期満了となるため、後任として飯沼治美氏を最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第 1 号参考

飯沼 治美 氏 経歴

平成 2 6 年 1 1 月	医療機関パート勤務（現在に至る）
同 2 9 年 4 月	泉南市立砂川小学校 P T A 会計
同 3 1 年 4 月	泉南市立信達中学校 P T A 副会長

議案第 2 号

泉南市総合計画の策定について

第 6 次泉南市総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定したいので、泉南市自治基本条例（平成 2 4 年泉南市条例第 2 5 号）第 2 4 条第 1 項及び泉南市議会基本条例（平成 2 7 年泉南市条例第 1 号）第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

政策資源を有効に活用して市政を総合的かつ計画的に運営するため、目標年次を令和 1 4 年度とし、計画期間を令和 5 年度から概ね 1 0 年間とする泉南市のめざすべき将来像やまちづくりの方向性を示す基本構想と構想実現のための方策を示す基本計画を併せた第 6 次泉南市総合計画を策定するにつき、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

市道路線の認定等について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線の認定及び廃止について
議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 廃止路線

路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
焼却場裏門通線	男里 1 4 5 5 - 4 番地先	8. 5 m ~ 1 3. 6 m	8 7. 2 m	
	男里 1 4 5 5 - 6 番地先			
りんくう南 1 3 号線	りんくう南浜 2 - 6 番地先	5. 0 m ~ 2 0. 3 m	6 0 7. 1 m	
	りんくう南浜 2 - 1 番地先			
りんくう南 1 7 号線	りんくう南浜 2 - 1 2 番地先	7. 0 m ~ 1 3. 5 m	2 6 8. 5 m	
	りんくう南浜 2 - 1 4 番地先			

2 認定路線

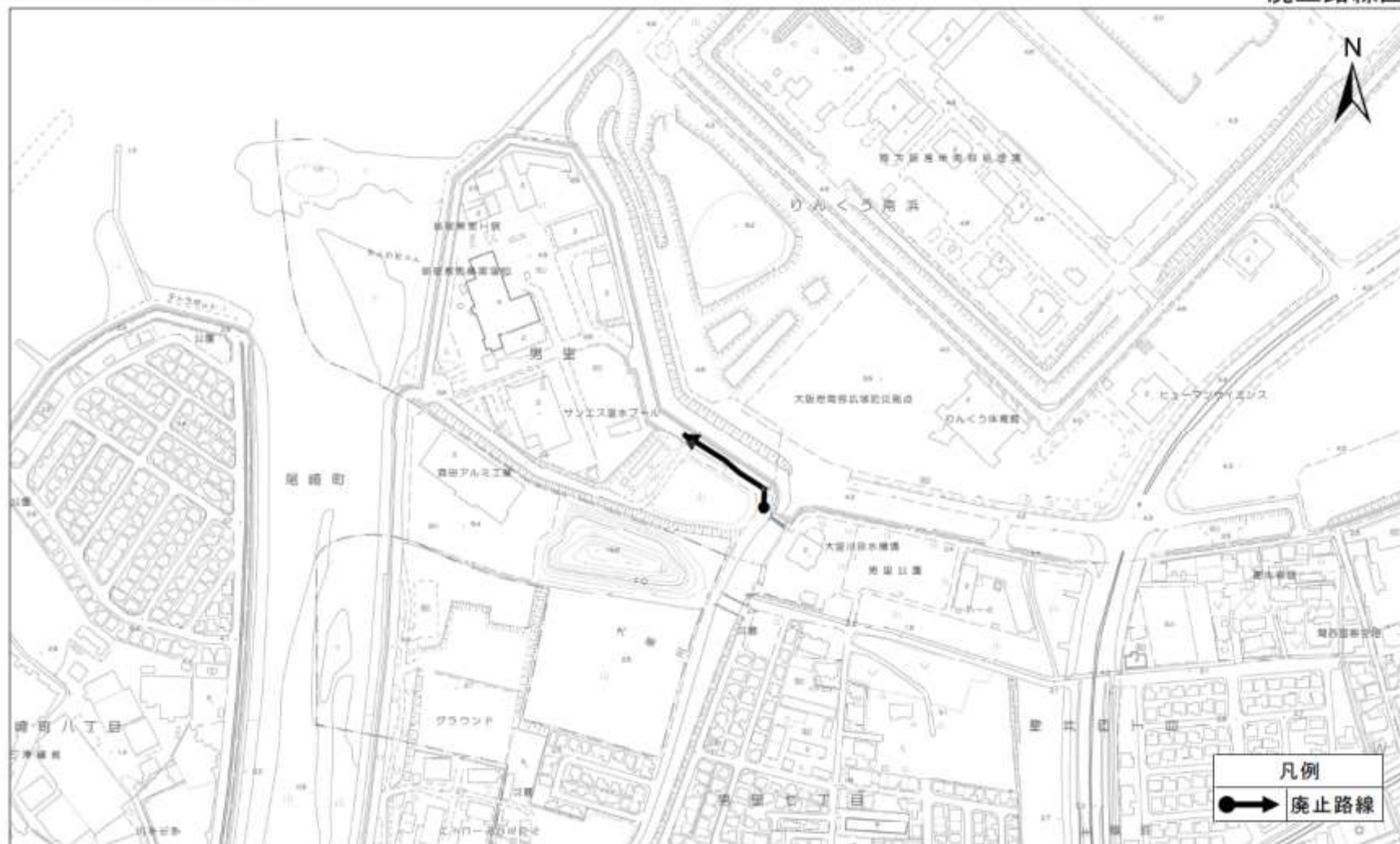
路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
焼却場裏門通線	男里7丁目1455-4番地先	7.0m～19.4m	188.3m	
	りんくう南浜2-230番地先			
りんくう南13号線	りんくう南浜2-6番地先	12.0m	664.8m	
	りんくう南浜2-25番地先			
りんくう南17号線	りんくう南浜12-15番地先	7.4m～13.5m	511.8m	
	りんくう南浜2-230番地先			
りんくう中地区周回線	りんくう南浜6-1番地先	13.5m	166.7m	
	りんくう南浜6-1番地先			
樽井府宮住宅線2号支線	樽井六丁目1403-6番地先	5.0m～6.0m	160.1m	
	樽井六丁目1403-24番地先			
中小路陸線支線	岡田三丁目1044-13番地先	6.0m	121.1m	
	岡田三丁目1009-7番地先			
牧野山手線2号支線	信達牧野437-17番地先	4.9m	58.7m	
	信達牧野437-12番地先			
北野府道紺谷川線	北野一丁目460-59番地先	5.9m～6.9m	371.5m	
	北野一丁目460-30番地先			

認定路線位置図

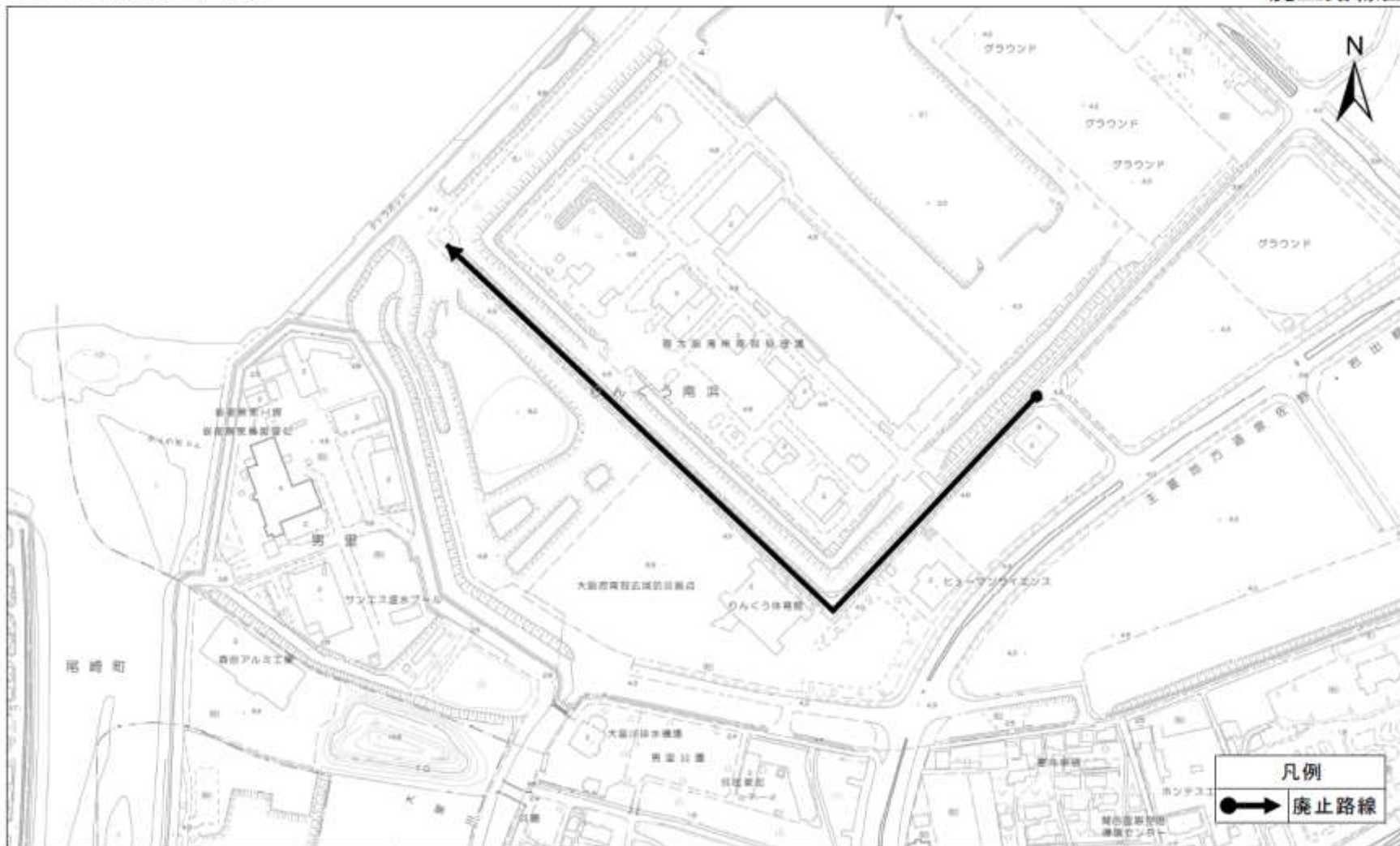


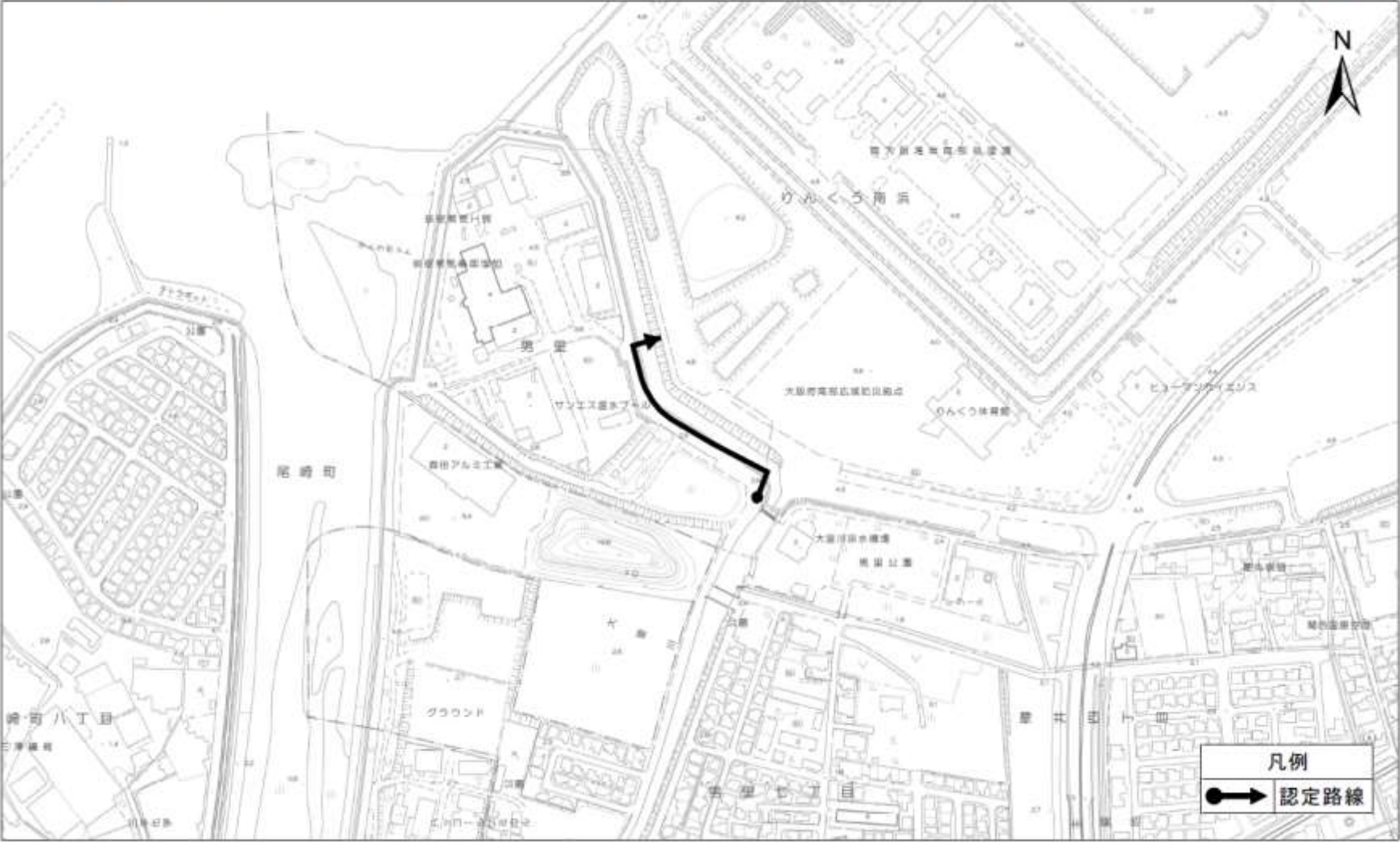
238 焼却場裏門通線

廃止路線図



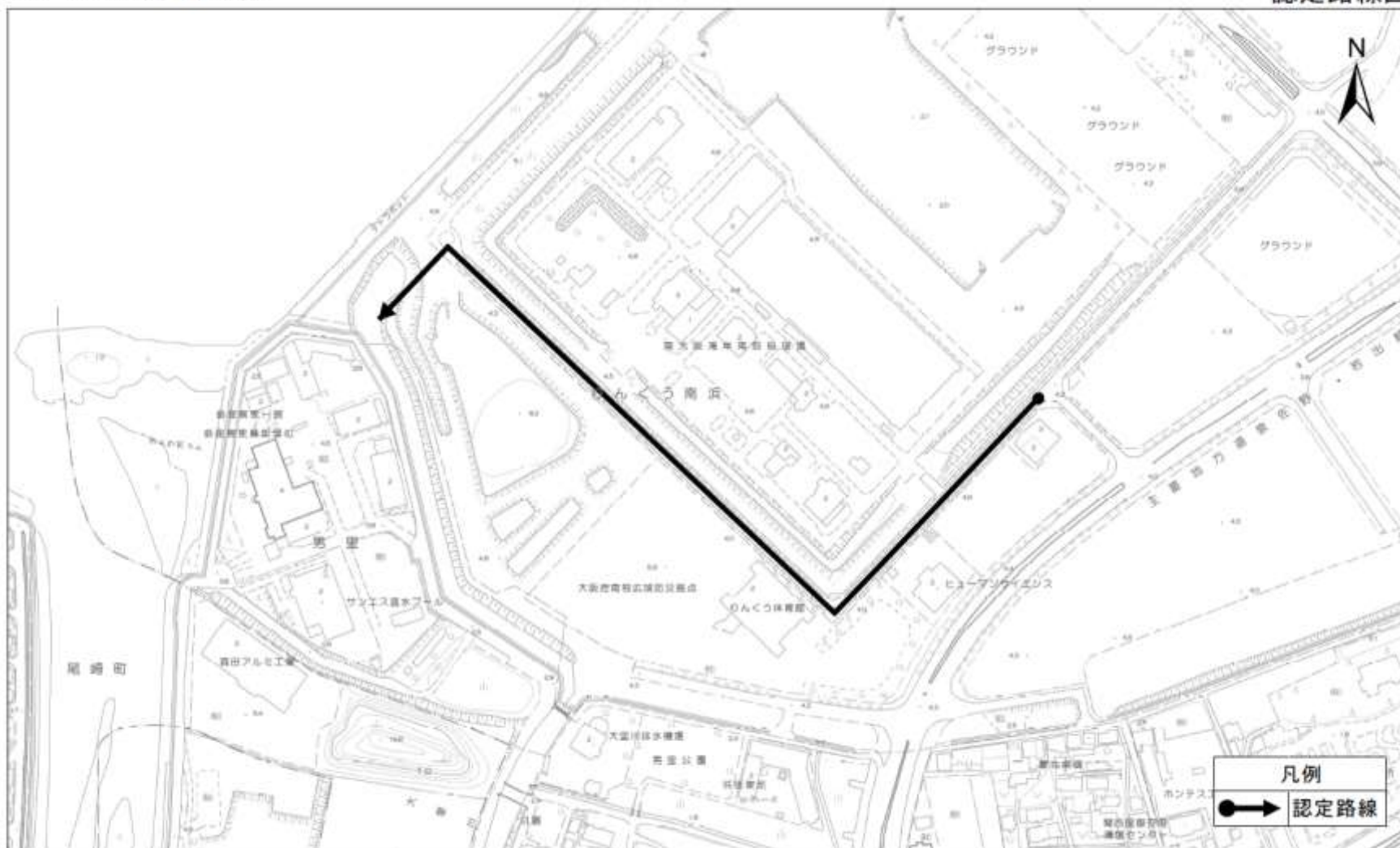
廃止路線図





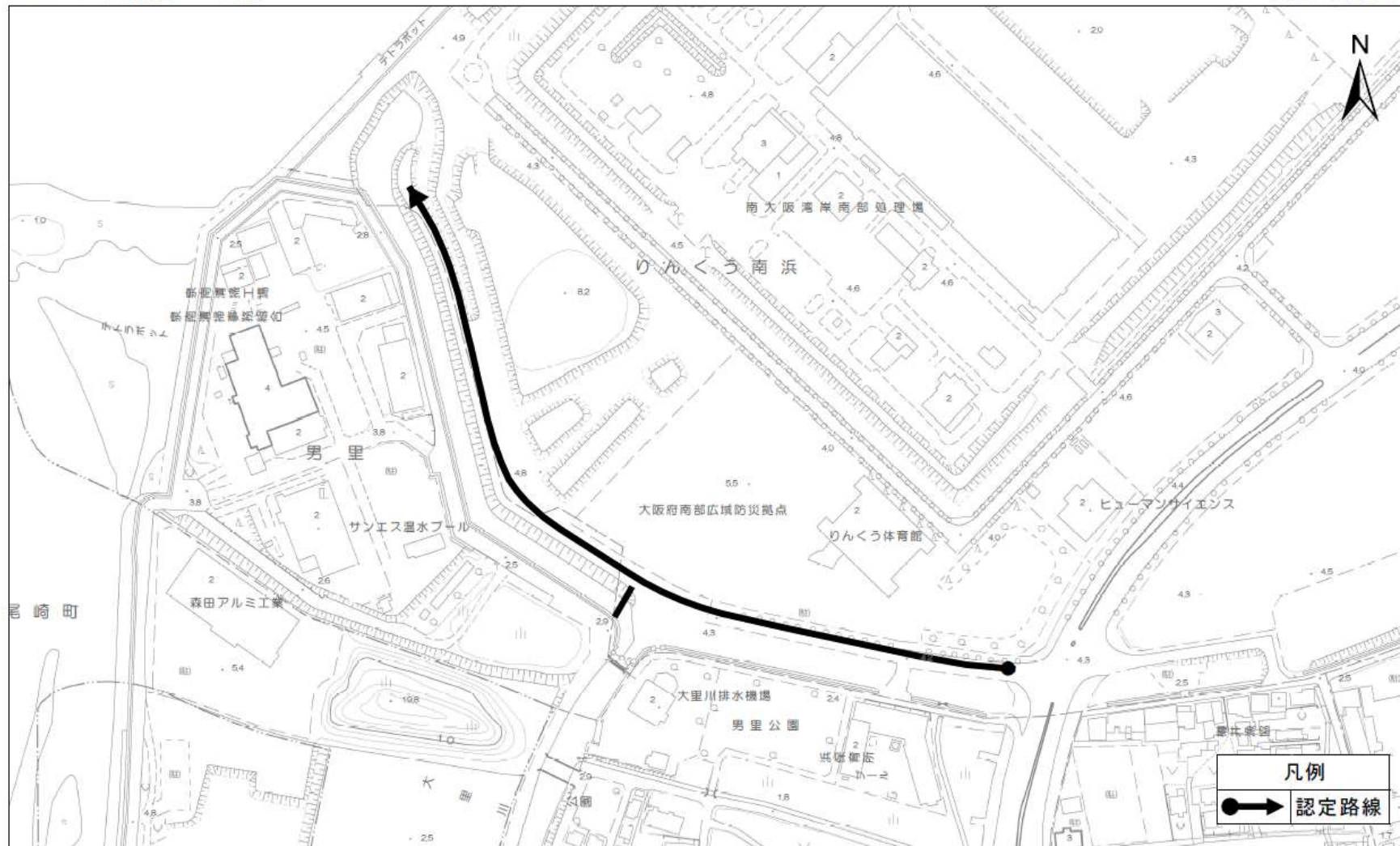
330 りんくう南13号線

認定路線図



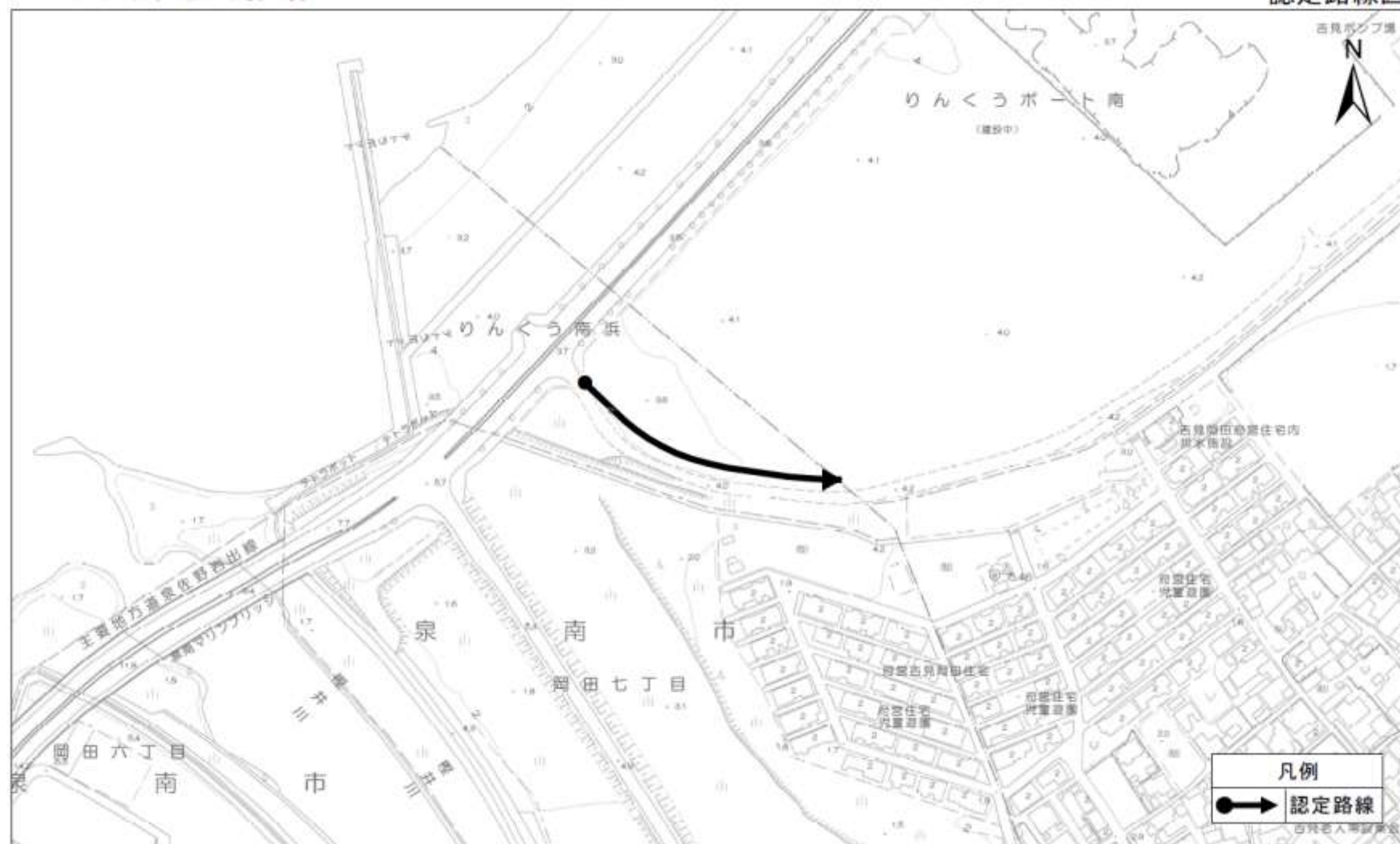
402 りんくう南17号線

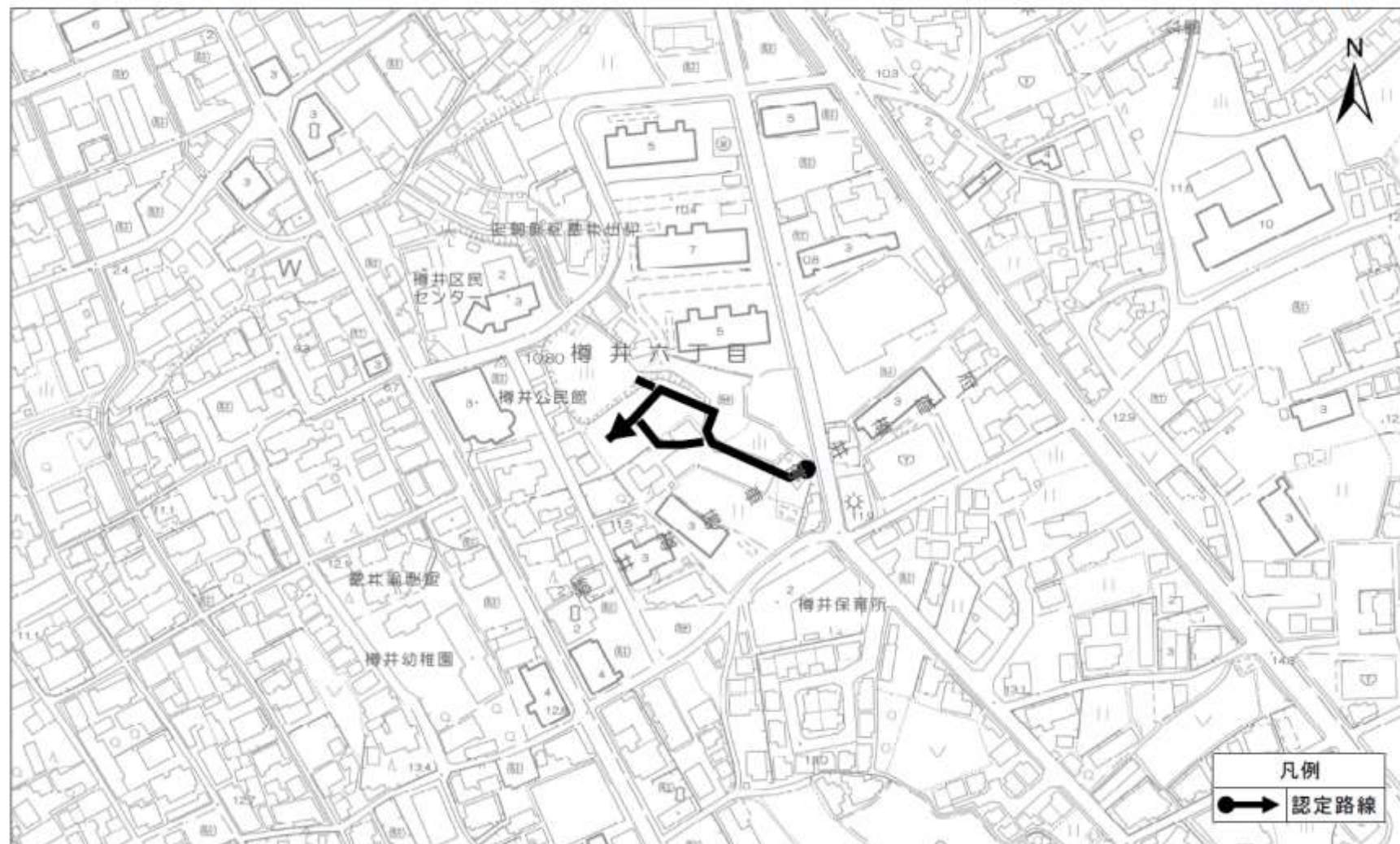
認定路線図



549 りんくう中地区周回線

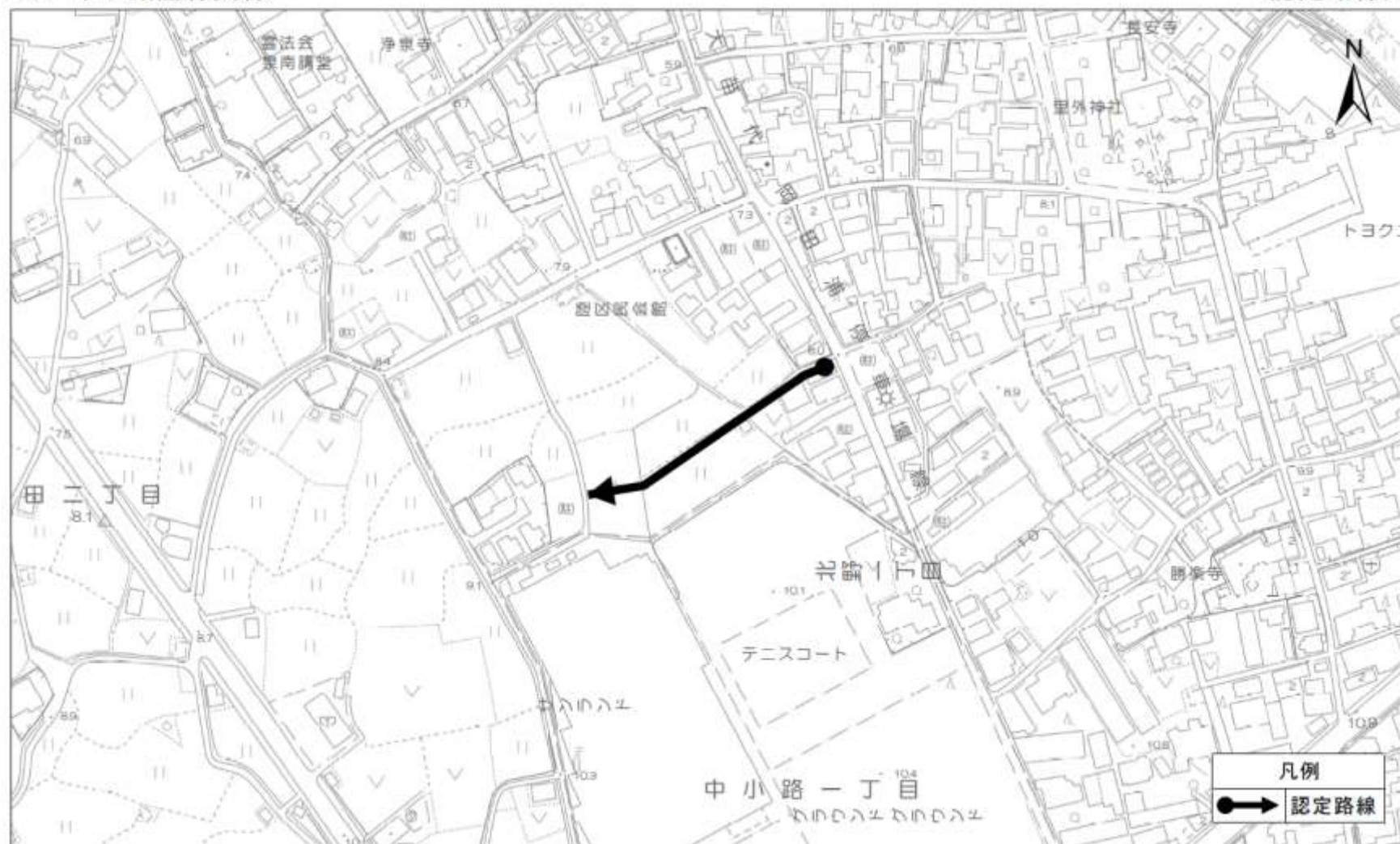
認定路線図





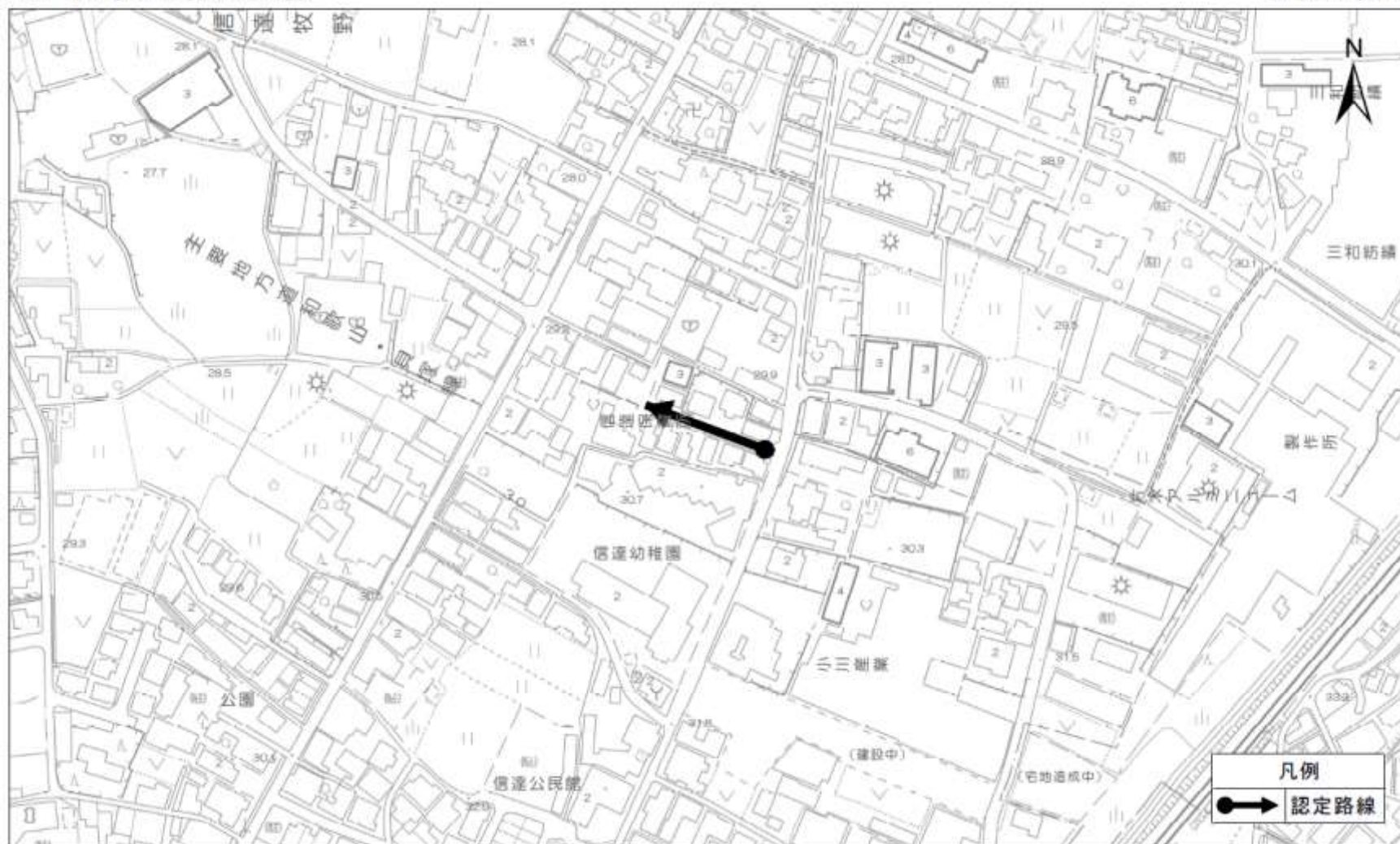
551 中小路陸線支線

認定路線図



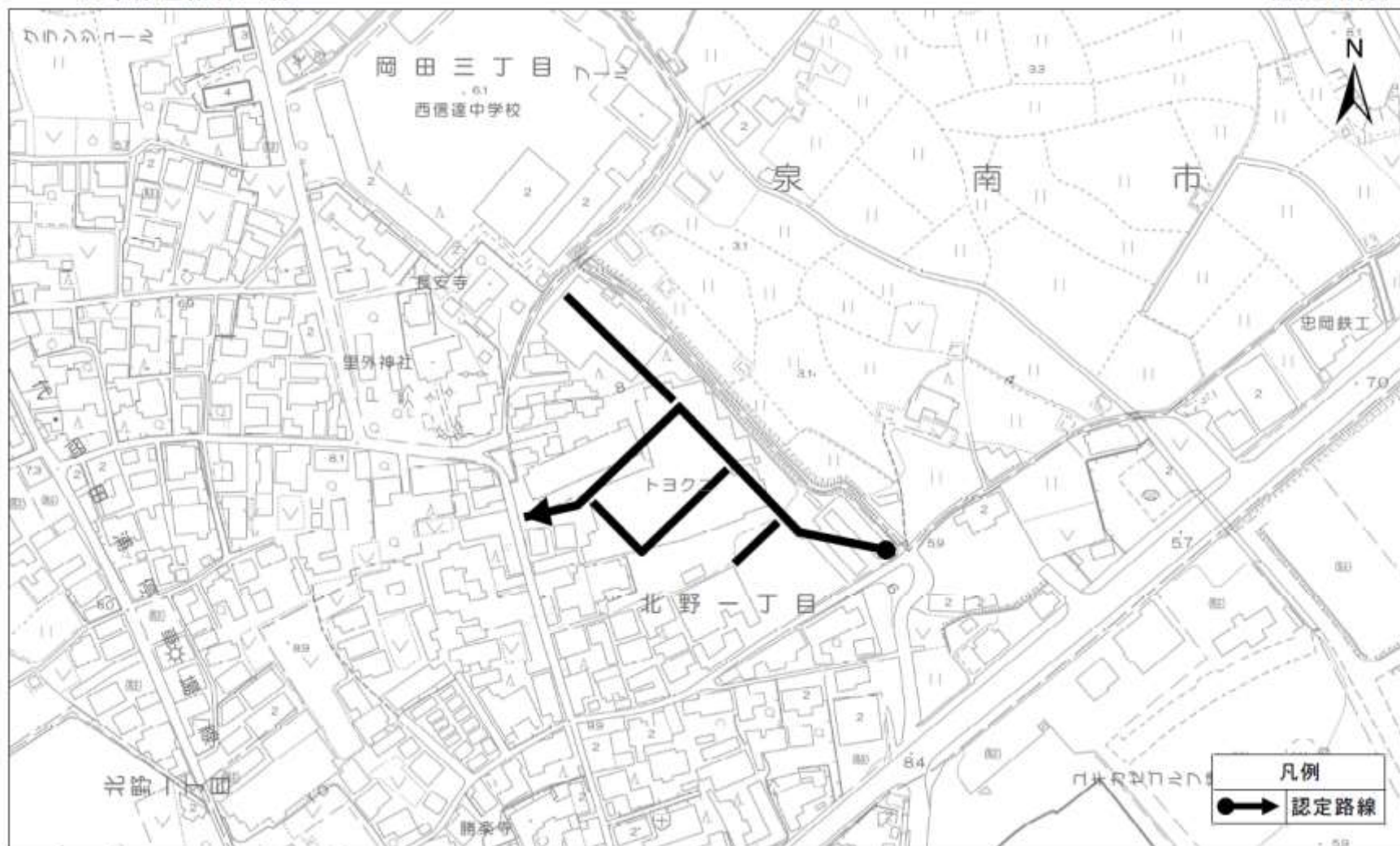
552 牧野山手線2号支線

認定路線図



553 北野府道紺谷川線

認定路線図



議案第4号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

泉南市長 山 本 優 真

契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契 約 の 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契 約 の 金 額	8,250,000円を上限とする額
費用の支払方法	契約期間終了後、一括払い
契 約 の 相 手 方	住所 大阪市中央区内久宝寺町2-2-22-701 氏名 鳥生 紘平（とりう こうへい） 資格 公認会計士

議案第 5 号

泉南市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

泉南市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

市の機関等に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し、必要な事項を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。）並びに大阪府の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識するこ

とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子計

算処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用す

る。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他

この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会へ職員を派遣するに当たり、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年泉南市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 5 号）において子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正されたこと、又、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）において懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 5 号）により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例

泉南市立認定こども園条例（平成27年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第5条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 9 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）において、利用乳幼児の安全の確保に関する規定が追加されたこと及び懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のた

めに自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定及びバス送迎等に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられることに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のため

に自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 1 1 号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

大阪府福祉医療制度の助成において、生活保護停止中の者を対象とするため、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「いる者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

（泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「の規定による被保護者」を「による保護を受けている者（その保護を停止されている者を除く。）」に改める。

（泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「いる者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部改正を踏まえた出産育児一時金の増額及び国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正に伴う保険料の軽減判定所得基準等の見直しにより、所要の措置を講じるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（令和元年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改め、同項ただし書中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第40条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第49条を次のように改める。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第49条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号
- (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険条例（次項において「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第40条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前分の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

令和 4 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 4 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 198, 162 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28, 175, 619 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,948,292	164,829	4,113,121
	1 地方交付税	3,948,292	164,829	4,113,121
15 国庫支出金		6,487,759	△ 21,646	6,466,113
	1 国庫負担金	4,402,064	△ 6,584	4,395,480
	2 国庫補助金	2,065,492	△ 15,062	2,050,430
16 府支出金		2,347,254	△ 82,002	2,265,252
	1 府負担金	1,626,447	△ 20,235	1,606,212
	2 府補助金	596,546	△ 61,767	534,779
18 寄附金		901,997	100	902,097
	1 寄附金	901,997	100	902,097
19 繰入金		1,694,369	△ 275,387	1,418,982
	1 基金繰入金	1,689,119	△ 275,387	1,413,732
20 諸収入		316,733	△ 2,056	314,677
	3 雑入	309,724	△ 2,056	307,668
21 市債		801,413	18,000	819,413
	1 市債	801,413	18,000	819,413
歳入合計		28,373,781	△ 198,162	28,175,619

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		203,808	△ 3,530	200,278
	1 議会費	203,808	△ 3,530	200,278
2 総務費		2,842,732	17,857	2,860,589
	1 総務管理費	2,239,763	20,343	2,260,106
	3 戸籍住民基本台帳費	180,449	△ 2,486	177,963
3 民生費		13,144,149	△ 77,852	13,066,297
	1 社会福祉費	5,212,942	△ 46,854	5,166,088
	2 児童福祉費	3,996,465	△ 109,069	3,887,396
	3 生活保護費	1,978,878	△ 1,060	1,977,818
	4 国民健康保険費	956,463	79,131	1,035,594
4 衛生費		2,349,220	△ 81,803	2,267,417
	1 保健衛生費	1,074,852	△ 44,370	1,030,482
	2 清掃費	1,252,410	△ 37,433	1,214,977
7 土木費		1,641,796	△ 20,852	1,620,944
	2 道路橋梁費	287,888	△ 13,000	274,888
	4 都市計画費	1,003,099	△ 4,144	998,955
	5 住宅費	217,776	△ 3,708	214,068
8 消防費		832,593	2,242	834,835
	1 消防費	832,593	2,242	834,835
9 教育費		2,476,437	△ 34,324	2,442,113
	1 教育総務費	562,030	5,837	567,867

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 小学校費	665,732	△ 26,826	638,906
	3 中学校費	342,946	△ 7,000	335,946
	4 幼稚園費	314,512	△ 5,256	309,256
	5 社会教育費	457,810	△ 5,362	452,448
	6 保健体育費	133,407	4,283	137,690
11 諸支出金		1,558,261	100	1,558,361
	10 雑支出	404,020	100	404,120
歳 出	合 計	28,373,781	△ 198,162	28,175,619

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	総合計画策定事業	1, 3 3 4千円
衛生費	清掃費	塵芥収集車両整備事業	9, 4 0 5千円
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	2 8, 8 3 4千円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業（住宅公園課）	1, 5 6 5千円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業（都市政策課）	3, 4 8 0千円
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	3 6, 7 1 6千円
教育費	教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業	1 7, 1 0 0千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
総合福祉センター整備事業	千円 96,700	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることが できる。	千円 125,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
認定こども園整備事業	9,300	〃	〃	〃	3,100	〃	〃	〃
し尿処理施設整備事業	40,800	〃	〃	〃	54,400	〃	〃	〃
道路整備事業	64,000	〃	〃	〃	61,600	〃	〃	〃
公園整備事業	3,900	〃	〃	〃	3,100	〃	〃	〃
住宅整備事業	52,000	〃	〃	〃	51,000	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	91,500	〃	〃	〃	70,900	〃	〃	〃
埋蔵文化財センター整備事業	19,700	〃	〃	〃	26,300	〃	〃	〃

令和 4 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 1 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11 地方交付税		3,948,292	164,829	4,113,121			
(1) 地方交付税		3,948,292	164,829	4,113,121			
	1) 地方交付税	3,948,292	164,829	4,113,121	1. 地方交付税	164,829	普通交付税
15 国庫支出金		6,487,759	△21,646	6,466,113			
(1) 国庫負担金		4,402,064	△6,584	4,395,480			
	1) 民生費国庫負担金	4,156,993	△6,584	4,150,409	2. 児童福祉費負担金	△6,584	施設等利用給付費負担金
(2) 国庫補助金		2,065,492	△15,062	2,050,430			
	1) 総務費国庫補助金	717,748	△2,486	715,262	2. 戸籍住民基本台帳 費補助金	△2,486	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	2) 民生費国庫補助金	1,019,994	△3,731	1,016,263	2. 児童福祉費補助金	△3,731	保育対策総合支援事業費補助金
	4) 土木費国庫補助金	178,008	△17,395	160,613	1. 道路橋梁費補助金	△11,998	社会資本整備総合交付金（道路課） △8,721 道路メンテナンス事業補助金 △3,277
					2. 都市計画費補助金	△3,339	社会資本整備総合交付金（道路課）
					3. 住宅費補助金	△2,058	社会資本整備総合交付金（住宅公園課）
	5) 教育費国庫補助金	40,180	8,550	48,730	5. 教育総務費補助金	8,550	学校保健特別対策事業費補助金
16 府支出金		2,347,254	△82,002	2,265,252			
(1) 府負担金		1,626,447	△20,235	1,606,212			
	1) 民生費府負担金	1,623,647	△20,235	1,603,412	1. 社会福祉費負担金	△16,943	後期高齢者医療保険基盤安定負担金

款 16 府支出金 項 1 府負担金

款 16 府支出金 項 1 府負担金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					2. 児童福祉費負担金	△3, 292	施設等利用給付費負担金
(2) 府補助金		596, 546	△61, 767	534, 779			
	2) 民生費府補助金	400, 805	△60, 400	340, 405	1. 社会福祉費補助金	△9, 925	重度障害者医療費助成事業費補助金 △10, 000 老人医療費補助金 75
					2. 児童福祉費補助金	△50, 475	保育対策総合支援事業費補助金 △4, 975 認定こども園施設整備費補助金 △5, 500 安心こども基金特別対策事業費補助金 △40, 000
					3. 都市計画費補助金	△844	砂川樫井線新設事業補助金
	6) 土木費府補助金	25, 724	△1, 367	24, 357	4. 道路橋梁費補助金	△523	牧野山手線改良事業補助金
18 寄附金		901, 997	100	902, 097			
(1) 寄附金		901, 997	100	902, 097			
	4) 民生費寄附金	0	100	100	1. 児童福祉費寄附金	100	子ども・子育て支援寄附金
19 繰入金		1, 694, 369	△275, 387	1, 418, 982			
(1) 基金繰入金		1, 689, 119	△275, 387	1, 413, 732			
	2) 公共施設整備基金繰入金	236, 600	△61, 400	175, 200	1. 公共施設整備基金繰入金	△61, 400	公共施設整備基金繰入金
	7) 財政調整基金繰入金	236, 535	△213, 987	22, 548	1. 財政調整基金繰入金	△213, 987	財政調整基金繰入金
20 諸収入		316, 733	△2, 056	314, 677			

(3) 雑入		309, 724	△2, 056	307, 668				
	2) 雑入	259, 687	△2, 056	257, 631	1. 返還金	100	住民税非課税世帯等臨時特別給付金返還金	
					3. 徴収金収入	△2, 156	J E T住宅家賃	
21 市債		801, 413	18, 000	819, 413				
(1) 市債		801, 413	18, 000	819, 413				
	2) 民生債	112, 500	22, 600	135, 100	1. 社会福祉債	28, 800	総合福祉センター整備事業債	
					2. 児童福祉債	△6, 200	認定こども園整備事業債	
	3) 衛生債	79, 400	13, 600	93, 000	2. 清掃債	13, 600	し尿処理施設整備事業債	
	4) 土木債	119, 900	△4, 200	115, 700	1. 道路橋梁債	△700	道路整備事業債	
					2. 都市計画債	△2, 500	道路整備事業債 公園整備事業債	△1, 700 △800
					3. 住宅債	△1, 000	住宅整備事業債	
	5) 教育債	162, 500	△14, 000	148, 500	1. 小学校債	△20, 600	学校教育施設等整備事業債	
					3. 社会教育債	6, 600	埋蔵文化財センター整備事業債	
	歳 入 合 計		28, 373, 781	△198, 162	28, 175, 619			

歳 出

款 1 議会費 項 1 議会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	203,808	△3,530	200,278		△3,530	
(1) 議会費	203,808	△3,530	200,278		△3,530	
1) 議会費	203,808	△3,530	200,278		△3,530	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△1,738	
				8. 旅費	△560	
				17. 備品購入費	△1,232	
[1] 人件費事業	183,004	△1,738	181,266		△1,738	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△1,738	議員共済会負担金
[2] 議会運営事業	12,868	△1,232	11,636		△1,232	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	△1,232	機械器具費
[3] 議会活動補助事業	2,914	△560	2,354		△560	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△560	費用弁償
2 総務費	2,842,732	17,857	2,860,589	△2,486	20,343	
				国庫支出金		
				△2,486		
(1) 総務管理費	2,239,763	20,343	2,260,106		20,343	
1) 一般管理費	182,346	△7,382	174,964		△7,382	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,069	
				17. 備品購入費	△6,313	
[1] 人件費事業	101,390	△1,069	100,321		△1,069	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,069	会計年度任用職員報酬
[8] 新型コロナウイルス感染症対策事業	6,313	△6,313	0		△6,313	総務課

				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	△6,313	機械器具費
2) 人事管理費	528,255	24,321	552,576		24,321	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	15,921	
				4. 共済費	8,400	
[1] 人件費事業	485,734	24,321	510,055		24,321	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	15,921	退職手当
				4. 共済費	8,400	厚生年金保険料（会計年度任用職員） 共済組合納付金（短期 会計年度任用職員）
						5,200 3,200
4) 行政管理費	12,676	3,404	16,080		3,404	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,200	
				7. 報償費	5,604	
[1] 行政事務事業	4,395	5,604	9,999		5,604	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	5,604	弁護士報酬
[2] 第三者委員会事業	8,281	△2,200	6,081		△2,200	総務課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,200	いじめ再調査委員会委員報酬
(3) 戸籍住民基本台帳費	180,449	△2,486	177,963	△2,486		
				国庫支出金		
				△2,486		
1) 戸籍住民基本台帳費	180,449	△2,486	177,963	△2,486		
				国庫支出金		
				△2,486		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,486	
[3] 戸籍事務事業	25,058	△2,486	22,572	△2,486		市民課
				国庫支出金		
				△2,486		

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[戸籍住民基本台帳 費補助金 △2,486]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,486	戸籍システム改修業務委託料
3 民生費	13,144,149	△77,852	13,066,297	△68,250	△9,602	
				国庫支出金 △10,315		
				府支出金 △80,635		
				地方債 22,600		
				寄附金 100		
(1) 社会福祉費	5,212,942	△46,854	5,166,088	1,932	△48,786	
				府支出金 △26,868		
				地方債 28,800		
6) 総合福祉センタ ー費	218,175	2,086	220,261	28,800	△26,714	
				地方債 28,800		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,086	
[2] 指定管理事業	79,170	2,086	81,256		2,086	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,086	指定管理料
[5] 総合福祉センタ ー改修事業	133,234	0	133,234	28,800	△28,800	長寿社会推進課
				地方債 28,800		

				[社会福祉債 28,800]		
7) 重度障害者医療 助成費	193,654	△20,000	173,654	△10,000	△10,000	
				府支出金 △10,000		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△20,000	
[1] 重度障害者医療 助成事業	193,654	△20,000	173,654	△10,000	△10,000	障害福祉課
				府支出金 △10,000 [社会福祉費補助金 △10,000]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△20,000	障害者医療助成費
10) 老人医療助成費	10	0	10	75	△75	
				府支出金 75		
[1] 老人医療助成事 業	10	0	10	75	△75	障害福祉課
				府支出金 75 [社会福祉費補助金 75]		
14) 後期高齢者医療 費	1,028,478	△28,940	999,538	△16,943	△11,997	
				府支出金 △16,943		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金 27. 繰出金	△6,350 △22,590	
[1] 後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	243,342	△22,590	220,752	△16,943	△5,647	保険年金課

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 △16,943 [社会福祉費負担金 △16,943]		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△22,590	後期高齢者医療事業特別会計繰出金
[2] 後期高齢者医療 負担金事業	785,136	△6,350	778,786		△6,350	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△6,350	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 △3,988 後期高齢者医療広域連合事務費負担金 △2,362
(2) 児童福祉費	3,996,465	△109,069	3,887,396	△70,182	△38,887	
				国庫支出金 △10,315		
				府支出金 △53,767		
				地方債 △6,200		
				寄附金 100		
5) 保育子育て支援 費	89,078	△2,972	86,106	100	△3,072	
				寄附金 100		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料 3. 職員手当等	△1,200 △1,872	
				10. 需用費 100		
[1] 人件費事業	86,883	△3,072	83,811		△3,072	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,200	一般職
				3. 職員手当等	△1,872	地域手当 △72

						期末手当 △900 勤勉手当 △900
[2] 保育子育て支援事業	2, 195	100	2, 295	100		保育子ども課
				寄附金 100 [児童福祉費寄附金 100]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	100	消耗品費
6) 保育教育支援費	1, 806, 607	△102, 129	1, 704, 478	△70, 282	△31, 847	
				国庫支出金 △10, 315		
				府支出金 △53, 767		
				地方債 △6, 200		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 12. 委託料 18. 負担金、補助及び 交付金	△7, 000 △2, 200 △847 △15, 000 △77, 082	
[1] 人件費事業	241, 630	△10, 047	231, 583	△1, 500	△8, 547	人事課
				国庫支出金 △1, 500 [児童福祉費補助金 △1, 500]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△7, 000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△2, 200	一般職
				3. 職員手当等	△847	地域手当 △132 児童手当 △215 勤勉手当 △500
[2] 保育所事業	159, 036	△15, 000	144, 036		△15, 000	保育子ども課

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△15,000	指定管理料
[4] 民間保育所等支援事業	1,336,826	△77,082	1,259,744	△68,782	△8,300	保育子ども課
				国庫支出金 △8,815 [児童福祉費負担金 △6,584] [児童福祉費補助金 △2,231]		
				府支出金 △53,767 [児童福祉費負担金 △3,292] [児童福祉費補助金 △50,475]		
				地方債 △6,200 [児童福祉債 △6,200]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	△77,082	施設等利用給付費負担金 △13,168 民間保育所等運営費補助金 △10,664 認定こども園施設整備等補助金 △53,250
					△3,968	
7) 子ども総合支援センター費	208,494	△3,968	204,526	節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	
				2. 給料	△300	
				3. 職員手当等	△18	
				12. 委託料	△1,650	
[1] 人件費事業	168,079	△2,318	165,761		△2,318	人事課

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△300	一般職
				3. 職員手当等	△18	地域手当
[3] 児童発達支援事業	25,239	△1,650	23,589		△1,650	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,650	給食業務委託料
(3) 生活保護費	1,978,878	△1,060	1,977,818		△1,060	
1) 生活保護費	1,978,878	△1,060	1,977,818		△1,060	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,000	
				3. 職員手当等	△60	
[1] 人件費事業	85,764	△1,060	84,704		△1,060	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,000	一般職
				3. 職員手当等	△60	地域手当
(4) 国民健康保険費	956,463	79,131	1,035,594		79,131	
1) 国民健康保険費	956,463	79,131	1,035,594		79,131	
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	79,131	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	956,463	79,131	1,035,594		79,131	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	79,131	国民健康保険事業特別会計繰出金
4 衛生費	2,349,220	△81,803	2,267,417	13,600	△95,403	
				地方債		
				13,600		
(1) 保健衛生費	1,074,852	△44,370	1,030,482		△44,370	
1) 保健センター費	131,225	△9,370	121,855		△9,370	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,500	
				3. 職員手当等	△3,370	
				4. 共済費	△1,500	
[1] 人件費事業	122,650	△9,370	113,280		△9,370	人事課

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,500	一般職
				3. 職員手当等	△3,370	地域手当 △270 期末手当 △1,700 勤勉手当 △1,400
				4. 共済費	△1,500	共済組合納付金
4) 予防対策費	525,197	△35,000	490,197		△35,000	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△35,000	
[1] 予防接種事業	206,451	△35,000	171,451		△35,000	保健推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△35,000	子宮頸がん予防接種委託料
(2) 清掃費	1,252,410	△37,433	1,214,977	13,600	△51,033	
				地方債		
				13,600		
1) 塵芥処理費	1,004,000	△37,433	966,567		△37,433	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	
				3. 職員手当等	△840	
				4. 共済費	△500	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△33,593	
[1] 人件費事業	200,251	△3,840	196,411		△3,840	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	一般職
				3. 職員手当等	△840	地域手当 △150 住居手当 △200 期末手当 △290 勤勉手当 △200
				4. 共済費	△500	共済組合納付金
[4] 泉南清掃事務組合負担金事業	638,478	△33,593	604,885		△33,593	清掃課

				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	△33,593	泉南清掃事務組合負担金
2) し尿処理費	248,040	0	248,040	13,600	△13,600	
				地方債 13,600		
〔 6 〕 双子川浄苑施設整備事業	61,964	0	61,964	13,600	△13,600	環境整備課
				地方債 13,600 〔 清掃債 13,600 〕		
7 土木費	1,641,796	△20,852	1,620,944	△22,962	2,110	
				国庫支出金 △17,395		
				府支出金 △1,367		
				地方債 △4,200		
(2) 道路橋梁費	287,888	△13,000	274,888	△13,221	221	
				国庫支出金 △11,998		
				府支出金 △523		
				地方債 △700		
3) 道路維持費	126,265	0	126,265	1,023	△1,023	
				国庫支出金 △3,277		
				地方債 4,300		
〔 1 〕 道路維持管理事業	93,284	0	93,284	1,023	△1,023	道路課
				国庫支出金 △3,277		

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[道路橋梁費補助金 △3,277]		
				地方債 4,300 [道路橋梁債 4,300]		
5) 道路新設改良費	56,801	△13,000	43,801	△14,244	1,244	
				国庫支出金 △8,721		
				府支出金 △523		
				地方債 △5,000		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△3,000	
				16. 公有財産購入費	△7,000	
				21. 補償、補填及び賠償金	△3,000	
[1] 道路新設改良事業	56,801	△13,000	43,801	△14,244	1,244	道路課
				国庫支出金 △8,721 [道路橋梁費補助金 △8,721]		
				府支出金 △523 [道路橋梁費補助金 △523]		
				地方債 △5,000 [道路橋梁債 △5,000]		

				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△3,000	
				16. 公有財産購入費	△7,000	
				21. 補償、補填及び賠償金	△3,000	
(4) 都市計画費	1,003,099	△4,144	998,955	△6,683	2,539	
				国庫支出金 △3,339		
				府支出金 △844		
				地方債 △2,500		
4) 公園管理費	85,905	△1,844	84,061	△800	△1,044	
				地方債 △800		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△1,844	
[2] 公園緑地等維持 管理事業（住宅 公園課）	76,748	△1,844	74,904	△800	△1,044	住宅公園課
				地方債 △800 [都市計画債 △800]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△1,844	
6) 都市計画道路事 業費	105,316	△1,300	104,016	△4,933	3,633	
				国庫支出金 △2,789		
				府支出金 △844		
				地方債 △1,300		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,300	

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[1] 砂川樫井線新設事業	103,759	0	103,759	△3,718	3,718	道路課
				国庫支出金 △2,074 [都市計画費補助金 △2,074]		
				府支出金 △844 [都市計画費補助金 △844]		
				地方債 △800 [都市計画債 △800]		
[2] 信達樽井線改良事業	1,557	△1,300	257	△1,215	△85	道路課
				国庫支出金 △715 [都市計画費補助金 △715]		
				地方債 △500 [都市計画債 △500]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,300	測量・調査等委託料
7) 和泉砂川駅周辺整備事業費	1,257	△1,000	257	△950	△50	
				国庫支出金 △550		
				地方債 △400		

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	
[1] 和泉砂川駅周辺 整備事業	1,257	△1,000	257	△950	△50	道路課
				国庫支出金 △550 [都市計画費補助金 △550]		
				地方債 △400 [都市計画債 △400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	測量・調査等委託料
(5) 住宅費	217,776	△3,708	214,068	△3,058	△650	
				国庫支出金 △2,058		
				地方債 △1,000		
1) 住宅管理費	205,055	△3,708	201,347	△3,058	△650	
				国庫支出金 △2,058		
				地方債 △1,000		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料 14. 工事請負費	△2,352 △1,356	
[2] 市営住宅維持管 理事業	53,134	0	53,134	△201	201	住宅公園課
				国庫支出金 △201 [住宅費補助金 △201]		
[3] 市営住宅改修事 業	109,100	△3,708	105,392	△2,857	△851	住宅公園課

款 7 土木費 項 5 住宅費

款 7 土木費 項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 △1,857 [住宅費補助金 △1,857]		
				地方債 △1,000 [住宅債 △1,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,352	市営住宅建替計画策定業務委託料 設計委託料
						△1,832 △520
				14. 工事請負費	△1,356	
8 消防費	832,593	2,242	834,835		2,242	
(1) 消防費	832,593	2,242	834,835		2,242	
1) 常備消防費	780,858	3,562	784,420		3,562	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,562	
[2] 泉州南消防組合 参画事業	776,294	3,562	779,856		3,562	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,562	泉州南消防組合負担金
3) 消防施設整備事 業費	4,444	△1,320	3,124		△1,320	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,320	
[1] 消防水利整備事 業	4,444	△1,320	3,124		△1,320	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,320	調査委託料
9 教育費	2,476,437	△34,324	2,442,113	△7,606	△26,718	

				国庫支出金 8,550		
				地方債 △14,000		
				諸収入 △2,156		
(1) 教育総務費	562,030	5,837	567,867	6,394	△557	
				国庫支出金 8,550		
				諸収入 △2,156		
2) 事務局費	371,144	△2,000	369,144		△2,000	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	
[1] 人件費事業	367,019	△2,000	365,019		△2,000	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬
3) 指導費	122,744	15,100	137,844	8,550	6,550	
				国庫支出金 8,550		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,100	
				12. 委託料	△2,000	
[3] 学校水泳授業支援事業	11,060	△2,000	9,060		△2,000	指導課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,000	学校水泳授業支援委託料
[5] 新型コロナウイルス感染症対策事業	3,410	17,100	20,510	8,550	8,550	指導課
				国庫支出金 8,550 [教育総務費補助金 8,550]		

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,100	消耗品費 3,100 修繕料 1,000
				17. 備品購入費	13,000	機械器具費
4) 国際教育推進費	28,302	△7,263	21,039	△2,156	△5,107	
				諸収入		
				△2,156		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△1,285	
				12. 委託料	△600	
				13. 使用料及び賃借料	△2,156	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,222	
[2] J E T プログラム事業	26,207	△7,263	18,944	△2,156	△5,107	人権国際教育課
				諸収入		
				△2,156		
				[徴収金収入		
				△2,156]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△1,285	費用弁償 △985 普通旅費 △300
				12. 委託料	△600	J E T 生活支援業務委託料
				13. 使用料及び賃借料	△2,156	住宅借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,222	J E T プログラム負担金 △3,140 J E T プログラム国内移動費用負担金 △82
(2) 小学校費	665,732	△26,826	638,906	△20,600	△6,226	
				地方債		
				△20,600		
1) 学校管理費	139,948	△1,693	138,255		△1,693	
				節 区 分	金 額	
				13. 使用料及び賃借料	△1,693	

〔 2 〕 学校管理事業	123,132	△1,693	121,439		△1,693	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				13. 使用料及び賃借料	△1,693	土地借上料
3) 学校施設整備費	96,146	△12,618	83,528	△11,300	△1,318	
				地方債		
				△11,300		
				節 区 分	金 額	
〔 1 〕 施設保全整備事業	89,646	△12,618	77,028	14. 工事請負費	△12,618	
				△11,300	△1,318	教育総務課
				地方債		
				△11,300		
				[小学校債		
4) 学校給食センター費	334,358	△12,515	321,843	△11,300]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△12,618	
				△9,300	△3,215	
				地方債		
〔 2 〕 小学校給食提供事業	203,524	△12,515	191,009	△9,300		
				地方債		
				△9,300		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△12,515	
〔 1 〕 中学校給食提供事業	104,757	△7,000	97,757	△9,300	△3,215	教育総務課
				地方債		
				△9,300		
				[小学校債		
				△9,300]		
(3) 中学校費	342,946	△7,000	335,946	節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△12,515	
				△7,000	△7,000	
				地方債		
				△7,000		
4) 中学校給食費	167,312	△7,000	160,312	節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△7,000	
〔 1 〕 中学校給食提供事業	104,757	△7,000	97,757		△7,000	教育総務課

款 9 教育費 項 3 中学校費

款 9 教育費 項 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△7,000	給食業務委託料
(4) 幼稚園費	314,512	△5,256	309,256		△5,256	
1) 幼稚園費	288,714	△5,256	283,458		△5,256	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,000	
				2. 給料	△2,600	
				3. 職員手当等	△1,156	
				4. 共済費	△500	
[1] 人件費事業	268,842	△5,256	263,586		△5,256	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△2,600	一般職
				3. 職員手当等	△1,156	地域手当 △156 期末手当 △600 勤勉手当 △400
				4. 共済費	△500	共済組合納付金
(5) 社会教育費	457,810	△5,362	452,448	6,600	△11,962	
				地方債		
				6,600		
1) 社会教育総務費	57,239	△942	56,297		△942	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△700	
				3. 職員手当等	△242	
[1] 人件費事業	55,967	△942	55,025		△942	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△700	一般職
				3. 職員手当等	△242	地域手当 △42 勤勉手当 △200
6) 留守家庭児童会費	121,960	△4,420	117,540		△4,420	

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,500	
				2. 給料	△2,000	
				3. 職員手当等	△420	
				4. 共済費	△500	
[1] 人件費事業	105,997	△4,420	101,577		△4,420	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,500	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△2,000	一般職
				3. 職員手当等	△420	地域手当 △120 通勤手当 △300
				4. 共済費	△500	厚生年金保険料 △300 健康保険料 △200
10) 文化財保護費	60,923	0	60,923	6,600	△6,600	
				地方債		
				6,600		
[3] 施設維持管理事業	37,518	0	37,518	6,600	△6,600	生涯学習課
				地方債		
				6,600		
				[社会教育債		
				6,600]		
(6) 保健体育費	133,407	4,283	137,690		4,283	
3) 体育施設費	100,940	4,283	105,223		4,283	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	4,283	
[1] 市民体育館等指定管理事業	33,709	4,283	37,992		4,283	生涯学習課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	4,283	指定管理料
11 諸支出金	1,558,261	100	1,558,361	100		
				諸収入		
				100		
(10) 雑支出	404,020	100	404,120	100		
				諸収入		
				100		

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2) 返還金	326,011	100	326,111	100		
				諸収入		
				100		
				節 区 分	金 額	
[1] 国支出金・府支出金返還金事業	326,011	100	326,111	22. 償還金、利子及び割引料	100	
				100		生活福祉課
				諸収入		
				100 [返還金 100]		
歳 出 合 計	28,373,781	△198,162	28,175,619	節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び割引料	100	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費国庫補助金返還金
				国庫支出金		
				△21,646		
				府支出金		
				△82,002		
				地方債		
				18,000		
				寄附金		
				100		
				諸収入		
				△2,056		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 20,982	千円 8,280	千円 1,260	千円 435	千円 30,957	千円 6,119	千円 37,076	その他の手当 通勤手当 315千円 児童手当 120千円
	議 員	15	81,727	0	34,855	0	0	116,582	24,539	141,121	
	その他の 特別職	1,201	62,315	0	0	0	0	62,315	0	62,315	
	計	1,219	144,042	20,982	43,135	1,260	435	209,854	30,658	240,512	
補正前	長 等	3	0	20,982	8,280	1,260	435	30,957	6,119	37,076	その他の手当 通勤手当 315千円 児童手当 120千円
	議 員	15	81,727	0	34,855	0	0	116,582	26,277	142,859	
	その他の 特別職	1,201	64,515	0	0	0	0	64,515	0	64,515	
	計	1,219	146,242	20,982	43,135	1,260	435	212,054	32,396	244,450	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,738	△ 1,738	
	その他の 特別職	0	△ 2,200	0	0	0	0	△ 2,200	0	△ 2,200	
	計	0	△ 2,200	0	0	0	0	△ 2,200	△ 1,738	△ 3,938	

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 364 (380)	千円 321,018	千円 1,713,646	千円 1,445,866	千円 3,480,530	千円 610,556	千円 4,091,086	
補正前	366 (381)	335,587	1,730,646	1,438,770	3,505,003	605,156	4,110,159	
比 較	△ 2 (△1)	△ 14,569	△ 17,000	7,096	△ 24,473	5,400	△ 19,073	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 42,857	千円 105,277	千円 44,482	千円 17,458	千円 105,543	千円 1,404	千円 36,632	千円 5,414
	補正前	42,857	106,297	44,482	17,658	105,543	1,404	36,932	5,414
	比 較	0	△ 1,020	0	△ 200	0	0	△ 300	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,440	千円 407,140	千円 299,762	千円 363,457				
	補正前	16,655	410,630	303,362	347,536				
	比 較	△ 215	△ 3,490	△ 3,600	15,921				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 364 (144)	千円 0	千円 1,713,646	千円 1,401,915	千円 3,115,561	千円 567,754	千円 3,683,315	
補正前	366 (144)	0	1,730,646	1,394,819	3,125,465	570,754	3,696,219	
比 較	△ 2 (0)	0	△ 17,000	7,096	△ 9,904	△ 3,000	△ 12,904	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 42,857	千円 105,277	千円 44,482	千円 17,458	千円 105,543	千円 1,404	千円 36,632	千円 5,414
	補正前	42,857	106,297	44,482	17,658	105,543	1,404	36,932	5,414
	比 較	0	△ 1,020	0	△ 200	0	0	△ 300	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,440	千円 363,189	千円 299,762	千円 363,457				
	補正前	16,655	366,679	303,362	347,536				
	比 較	△ 215	△ 3,490	△ 3,600	15,921				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (236)	千円 321,018	千円 0	千円 43,951	千円 364,969	千円 42,802	千円 407,771	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (237)	335,587	0	43,951	379,538	34,402	413,940	
比 較	0 (△1)	△ 14,569	0	0	△ 14,569	8,400	△ 6,169	

※（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△1,700	人事異動等に伴う増減分	△1,700	人事異動等に伴う増減分	補正後	364人	144人	508人
					補正前	366人	144人	510人
					比 較	△2人	0人	△2人
職員手当等	7,096	人事異動等に伴う増減分	7,096	人事異動等に伴う増減分	地域手当	△1,020 千円	期末手当	△3,490 千円
					住居手当	△200 千円	勤勉手当	△3,600 千円
					通勤手当	△300 千円	退職手当	15,921 千円
					児童手当	△215 千円		

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	481,500	12,491,268	499,500	12,509,268
(1) 土 木	67,900	1,532,042	64,700	1,528,842
(3) 教 育	162,500	3,925,427	148,500	3,911,427
(4) 公 営 住 宅	52,000	220,886	51,000	219,886
(5) 民 生	112,500	360,664	135,100	383,264
(6) 衛 生	79,400	1,581,611	93,000	1,595,211
計	801,413	24,207,555	819,413	24,225,555

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,805,126		8,805,126	31.3
2 地方譲与税	181,800		181,800	0.6
3 利子割交付金	7,100		7,100	—
4 配当割交付金	44,000		44,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	55,700		55,700	0.2
6 法人事業税交付金	106,000		106,000	0.4
7 地方消費税交付金	1,393,000		1,393,000	4.9
8 ゴルフ場利用税交付金	42,800		42,800	0.2
9 環境性能割交付金	46,100		46,100	0.2
10 地方特例交付金	56,343		56,343	0.2
11 地方交付税	3,948,292	164,829	4,113,121	14.6
12 交通安全対策特別交付金	9,169		9,169	—
13 分担金及び負担金	58,759		58,759	0.2
14 使用料及び手数料	333,328		333,328	1.2
15 国庫支出金	6,487,759	△21,646	6,466,113	23.0
16 府支出金	2,347,254	△82,002	2,265,252	8.0
17 財産収入	30,978		30,978	0.1
18 寄附金	901,997	100	902,097	3.2
19 繰入金	1,694,369	△275,387	1,418,982	5.0
20 諸収入	316,733	△2,056	314,677	1.1

(単位：千円・%)

21 市債	801,413	18,000	819,413	2.9
22 繰越金	705,761		705,761	2.5
歳 入 合 計	28,373,781	△198,162	28,175,619	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	203,808	△3,530	200,278	0.7
2 総務費	2,842,732	17,857	2,860,589	10.1
3 民生費	13,144,149	△77,852	13,066,297	46.4
4 衛生費	2,349,220	△81,803	2,267,417	8.0
5 農林水産業費	161,324		161,324	0.6
6 商工費	543,632		543,632	1.9
7 土木費	1,641,796	△20,852	1,620,944	5.8
8 消防費	832,593	2,242	834,835	3.0
9 教育費	2,476,437	△34,324	2,442,113	8.7
10 公債費	2,599,829		2,599,829	9.2
11 諸支出金	1,558,261	100	1,558,361	5.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	28,373,781	△198,162	28,175,619	100.0

議案第 14 号

令和 4 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,336 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,969,137 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,339,700	△ 5,708	1,333,992
	1 国民健康保険料	1,339,700	△ 5,708	1,333,992
4 府支出金		5,331,777	5,708	5,337,485
	1 府補助金	5,331,777	5,708	5,337,485
5 繰入金		956,463	79,131	1,035,594
	1 他会計繰入金	956,463	79,131	1,035,594
6 諸収入		215,898	△ 66,795	149,103
	2 雑入	215,418	△ 66,795	148,623
歳入合計		7,956,801	12,336	7,969,137

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,147,718	0	2,147,718
	1 医療給付費分	1,574,165	0	1,574,165
	2 後期高齢者支援金等分	417,740	0	417,740
	3 介護納付金分	155,813	0	155,813
8 予備費		86,191	12,336	98,527
	1 予備費	86,191	12,336	98,527
歳 出	合 計	7,956,801	12,336	7,969,137

令和 4 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 国民健康保険料		1,339,700	△5,708	1,333,992			
(1) 国民健康保険料		1,339,700	△5,708	1,333,992			
	1) 一般被保険者国民健康保険料	1,339,700	△5,708	1,333,992	1. 医療給付費現年分	△3,765	医療給付費現年分
					2. 後期高齢者支援金現年分	△1,135	後期高齢者支援金現年分
					3. 介護納付金分現年分	△808	介護納付金分現年分
4 府支出金		5,331,777	5,708	5,337,485			
(1) 府補助金		5,331,777	5,708	5,337,485			
	1) 保険給付費等交付金	5,324,846	5,708	5,330,554	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	5,708	特別調整交付金分
5 繰入金		956,463	79,131	1,035,594			
(1) 他会計繰入金		956,463	79,131	1,035,594			
	1) 一般会計繰入金	956,463	79,131	1,035,594	5. 財政安定化支援事業繰入金	29,131	財政安定化支援事業繰入金
					6. その他一般会計繰入金	50,000	その他一般会計繰入金
6 諸収入		215,898	△66,795	149,103			
(2) 雑入		215,418	△66,795	148,623			

款 6 諸収入 項 2 雑入

款 6 諸収入 項 2 雑入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	3) 雑入	203, 948	△66, 795	137, 153	1. 雑入	△66, 795	雑入
歳 入 合 計		7, 956, 801	12, 336	7, 969, 137			

歳

出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 国民健康保険事業費納付金	2,147,718	0	2,147,718			
				府支出金 5,708		
				その他 △5,708		
(1) 医療給付費分	1,574,165	0	1,574,165			
				府支出金 3,765		
				その他 △3,765		
1) 一般被保険者医療給付費分	1,573,959	0	1,573,959			
				府支出金 3,765		
				その他 △3,765		
[1] 納付金（一般被保険者医療給付費分）事業	1,573,959	0	1,573,959			保険年金課
				府支出金 3,765 [保険給付費等交付金（特別交付金） 3,765]		
				その他 △3,765 [医療給付費現年分 △3,765]		
(2) 後期高齢者支援金等分	417,740	0	417,740			
				府支出金 1,135		

款 3 国民健康保険事業費納付金 項 2 後期高齢者支援金等分

款 3 国民健康保険事業費納付金 項 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				その他 △1,135		
1) 一般被保険者後 期高齢者支援金 等分	417,687	0	417,687			
				府支出金 1,135		
				その他 △1,135		
[1] 納付金（一般被 保険者後期高齢 者支援金等分） 事業	417,687	0	417,687			保険年金課
				府支出金 1,135 [保険給付費等交付 金（特別交付金） 1,135]		
				その他 △1,135 [後期高齢者支援金 現年分 △1,135]		
(3) 介護納付金分	155,813	0	155,813			
				府支出金 808		
				その他 △808		
1) 介護納付金分	155,813	0	155,813			
				府支出金 808		

				その他 △808		
[1] 納付金（介護分）事業	155,813	0	155,813			保険年金課
				府支出金 808 [保険給付費等交付金（特別交付金） 808]		
				その他 △808 [介護納付金分現年分 △808]		
8 予備費	86,191	12,336	98,527		12,336	
(1) 予備費	86,191	12,336	98,527		12,336	
1) 予備費	86,191	12,336	98,527		12,336	
[1] 予備費	86,191	12,336	98,527		12,336	保険年金課
歳 出 合 計	7,956,801	12,336	7,969,137			
				府支出金 5,708		
				その他 △5,708		

議案第 15 号

令和 4 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,590 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,052,420 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		243,342	△ 22,590	220,752
	1 一般会計繰入金	243,342	△ 22,590	220,752
歳入合計		1,075,010	△ 22,590	1,052,420

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,043,700	△ 22,590	1,021,110
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,043,700	△ 22,590	1,021,110
歳 出	合 計	1,075,010	△ 22,590	1,052,420

令和 4 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰入金		243,342	△22,590	220,752			
(1) 一般会計繰入金		243,342	△22,590	220,752			
	2) 保険基盤安定繰入金	214,921	△22,590	192,331	1. 保険基盤安定繰入金	△22,590	保険基盤安定繰入金
歳 入 合 計		1,075,010	△22,590	1,052,420			

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,043,700	△22,590	1,021,110	△22,590		
				繰入金 △22,590		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,043,700	△22,590	1,021,110	△22,590		
				繰入金 △22,590		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,043,700	△22,590	1,021,110	△22,590		
				繰入金 △22,590		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△22,590	
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	1,043,700	△22,590	1,021,110	△22,590		保険年金課
				繰入金 △22,590 [保険基盤安定繰入 金 △22,590]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△22,590	保険料等負担金
歳 出 合 計	1,075,010	△22,590	1,052,420			
				繰入金 △22,590		

